

特別教育用テキスト「クレーンの運転」改訂版（218-10）の修正箇所

上記図書については、平成 30 年 6 月の「墜落制止用器具」に係る改正を踏まえ、大幅にイラストを描きかえました。（法令の適用は、平成 31 年 2 月 1 日から。）

その他、下記の箇所について、修正を行っていますので、ご注意ください。

なお、本テキストに登場する作業者については「フルハーネス型の着用が必要な場所の作業又はそのような場所での作業を行う可能性がある」ことを想定して描いてあります。どのような場合に、フルハーネス型を使用する必要があるかについては、「6.7 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を参考にしてください。

修正箇所は以下のとおりです。

	変更箇所			現行	修正
	頁	行	図・表		
1	11	6		～をいう。懸垂型の～	～をいう。ランウェイのレール上を～サスペンション形をいう。懸垂型の～ (ページずれはなし。)
2	32	2		荷の移動とともに～	クレーンの走行とともに～
3	80	下から 5		安全帯等	墜落制止用器具等
4	157～ 160			—	(ジブ上げ、ジブ下げに(起し)、(伏せ)を追記したほか、漢字の使用等について他のテキストとの整合を行った。)
5	176	下から 3		労働者に安全帯(令第 13 条第 3 項第 28 号の安全帯をいう。)その他の命綱(以下「安全帯等」という。)を使用させること。	労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第 130 条の 5 第 1 項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させること。
6	177	2		安全帯等	要求性能墜落制止用器具等
7	179	5		行なわせなければならない。	行なわせなければならない。
8		8		安全帯等	要求性能墜落制止用器具等
9	188～ 192	9		—	(6.7 を追加)

イラストをフルハーネス化した箇所については、テキストをご覧いただければ分かりますので、上記表には記載していません。